

# VRでよみがえる駿府城



静岡市長 難波喬司

静岡市が誇る歴史遺産である駿府城跡は、天下人・徳川家康公が2度にわたり築いた天下の名城です。駿府城跡では、近年の発掘調査により家康公が築いた天守台や豪華な金箔瓦が見つかり大きな話題となりました。

現在、静岡市ではこの天守台跡を保存・公開し、多くの方が見学できる施設として整備を進めています。しかし、発掘された石垣を見るだけでは、かつての天守の姿や歴史のストーリーをイメージすることができません。

そこで、最新のデジタル技術を活用し、7階建だったと言われる駿府城天守の姿を精細に再現し、実物の天守台跡と重ね合わせて可視化することで、訪れる皆様が、驚きと感動をもって歴史を身近に体感し、歴史をテーマとした観光を楽しめることを目指しています。

さらに、この取組は、静岡市のブランド力の向上や地域経済の活性化にも貢献し、将来を担う子どもたちに誇りや愛着を育むことになると確信しています。皆様のご寄附は、家康公が見た駿府城を見たい!という熱い想いを形にし、それを未来の子どもたちへつなぐための大切な一歩となります。

どうぞ、温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。

どんな  
プロジェクト?  
ショートMovieは  
こちら

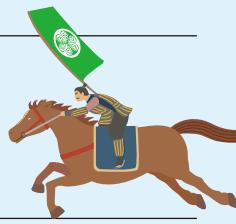


## 取組内容

駿府城跡(静岡市葵区)では、近年の天守台発掘調査で、徳川家康公が築いた2つの天守台や金箔瓦など、重要な発見が相次ぎ、文化遺産として高く評価されています。現在、発掘調査現場をそのまま公開していますが、この場所を訪れる方が、歴史をわかりやすく楽しく体感し、当時の駿府城の天守をイメージできるよう、デジタル技術を用いて、高精細な天守のVR映像を制作し、観光などに活用します。

## VR映像・AR映像の公開予定場所

- \*現地(駿府城公園、天守台発掘現場など)
- \*駿府城公園を展望できる場所



## 寄附を募る取組

- (1)高精細なCGによる駿府城天守のVRの制作
- (2)駿府城天守のVRと現実の石垣を重ねたAR制作

## アピールポイント

※高精細なVR映像+実物の文化遺産との一体可視化により、当時の駿府城の姿を体感できるようになります。  
※駿府城天守VRの活用により、新たな観光スポットとして市民や観光客が駿府城エリア周辺を楽しく歴史散策することができるようになります。

## 制作・公開時期(予定)

・令和7年度制作・令和8年度一部公開・令和9年度全面公開



VR作品「江戸城の天守」 制作・著作:TOPPAN株式会社



よみがえる金沢城二の丸御殿VR 制作・著作:石川県





静岡大学名誉教授  
(公財)日本城郭協会 理事長  
徳川みらい学会 会長  
小和田哲男

# ふるさと納税&寄附受付中



静岡市観光親善大使  
春風亭昇太

小和田哲男です。  
「ありし日の駿府城天守」  
の再現を私も楽しみにし  
ています。

お城大好き、春風亭昇太です。  
徳川家康公が住んでいた「駿府  
城」を最新技術で再現すると聞  
いて、完成が待ち遠しいです。

## 寄附等の方法は 3種

- ①企業版ふるさと納税--静岡市外に本社を置く企業
- ②ふるさと納税-----静岡市内外の個人
- ③寄附金-----静岡市内外の個人または企業



※詳細は下記担当までお気軽にお問い合わせください。

### 寄附者への 特典

※1万円以上のご寄附をおこなった方はVR映像や(野外展示施設等で上映予定)関連する施設内などで  
社名やお名前を表示します。

※寄附金額に応じて、野外展示施設のオープニングセレモニー、VR映像試写会に御招待します。

### 寄附等の手続きのご案内

令和7年  
2月まで

:寄附方法をお選びください。寄附方法により税制上のメリットが受られます。

対象・寄附方法	税制上のメリット	手続き	
<b>①企業版ふるさと納税</b> 静岡市外に本社を置く企業  企業版ふるさと納税 (寄附額10万円以上)	寄附額の最大9割の税額(法人住民税・法人税・法人事業税)を控除することができます。 ※利益の1%までの場合	歴史文化課にお問い合わせください。 申込み方法をご案内します。 申込み書は右のQRコードからダウンロードできます。	
<b>②ふるさと納税</b> 静岡市内外の個人  ふるさと納税 (1,000円以上)	2,000円を超える寄附額の税額(所得税・住民税)を控除することができます。	ふるさと納税ポータルサイト専用フォーム(さとふるクラウドファンディング)からお申込みください。(右のQRコードからリンクしています。)	
<b>③寄附金</b> 静岡市内外の個人または企業  	<p><b>【個人】</b> 2,000円を超える寄附額が所得金額から差し引かれ、所得税・住民税の控除を受けることができます。</p> <p><b>【企業】</b> 寄附額の全額を損金に算入して、法人税・法人住民税の控除を受けることができます。</p>	右のQRコードから直接お申し込みいただける他、 寄附申込書(紙)での申込みも可能です。歴史文化 課にお問い合わせください。	

